

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年2月2日条例第5号）の適用を受ける。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による事務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 受注者は、この契約による事務の実施により知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない

らない。

(実地調査)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。